



Photo:養父市 別宮の春の棚田

月刊中央会 O! (オ)

兵庫県中小企業団体中央会時報第818号(2026年3月5日発行)毎月1回5日発行
発行所/兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号兵庫県中央労働センター1階 TEL(078)506-0015
本誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料/部33円(会員の購読料は会費に含まれています。)

中央会からのお知らせ

協会けんぽ兵庫支部 加入者・事業主の皆さまへ

令和8年3月分(4月納付分)からの 協会けんぽの保険料率についてお知らせします

令和8年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月納付分)からの適用となります。
皆さまのご理解をお願い申し上げます。

	現行		令和8年3月分(4月納付分)から
健康保険料率	10.16%	▶	<u>10.12%</u>
介護保険料率	1.59%	▶	<u>1.62%</u>

令和8年4月分(5月納付分)より新たにスタート

子ども・子育て支援金率 0.23%

- 40歳から64歳までの方は、健康保険料率と子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。
- 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- 任意継続被保険者の方は、令和8年4月分(4月納付分)保険料率から変更となり、子ども・子育て支援金率が加わります。

各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。
加入者の皆さまに、

- ①年1回健診を受けていただくこと
- ②保健指導の利用や医療機関への早期受診で重症化を防ぐこと
- ③企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと(健康宣言)

などに取り組んでいただくことで、医療費の伸びを抑えることができれば、
保険料率の上昇を抑えることができる仕組みになっています。

皆さまの取り組みが、保険料率の上昇を抑える大きな力になります。



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ 全国健康保険協会 兵庫支部

〒651-8512
神戸市中央区磯上通7-1-5三宮プラザEAST
代表電話：078-252-8701

中小企業のための 地震・津波の補償「地震特約」

ひょうご共済の火災共済に特約としてご加入いただける制度です。

ひょうご共済 地震特約

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート!



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

3 特集 組合決算期の事務手続のポイント

- 中央会事業
 - ◇第60回スーパーマーケット・トレードショー2026に共同出展しました
 - ◇外国人技能実習制度適正化講習会を開催しました
 - ◇令和8年度中小企業BCP策定支援事業 募集スタート
 - ◇『令和7年度兵庫県中小企業労働事情実態調査報告書』をホームページに掲載しました
 - ◇兵庫県中小企業組合士協会が講習会「ChatGPT活用講座」を開催しました
- お知らせ
 - ◇令和7年度兵庫県政労使会議に出席しました
 - ◇兵庫県政労使会議特設サイトのお知らせ
 - ◇淡路島の線香の魅力・世界観を体感できるイベントを神戸元町で開催しました
 - ◇第20回やきもの里「春ものがたり」が開催されます
 - ◇第1回加古川靴下マルシェが開催されます
- 情報レポート
 - 県内中小企業は、材料費、光熱費等の値上げや物価高が事業継続に脅威となっており、厳しい状況が続く。
- 中央会事業
 - ◇情報連絡員会議を開催しました
- コラム
 - ◇中小企業のための法務レポート 「取適法」は自社を守ってくれる?
弁護士法人神戸シティ法律事務所 パートナー弁護士 高橋 弘毅
- 中央会事業
 - ◇組合運営に関するアンケート調査の結果報告
- 中央会からのお知らせ
 - ◇令和8年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率について



動く つなぐ 結ぶ
組合・中小企業を
サポート

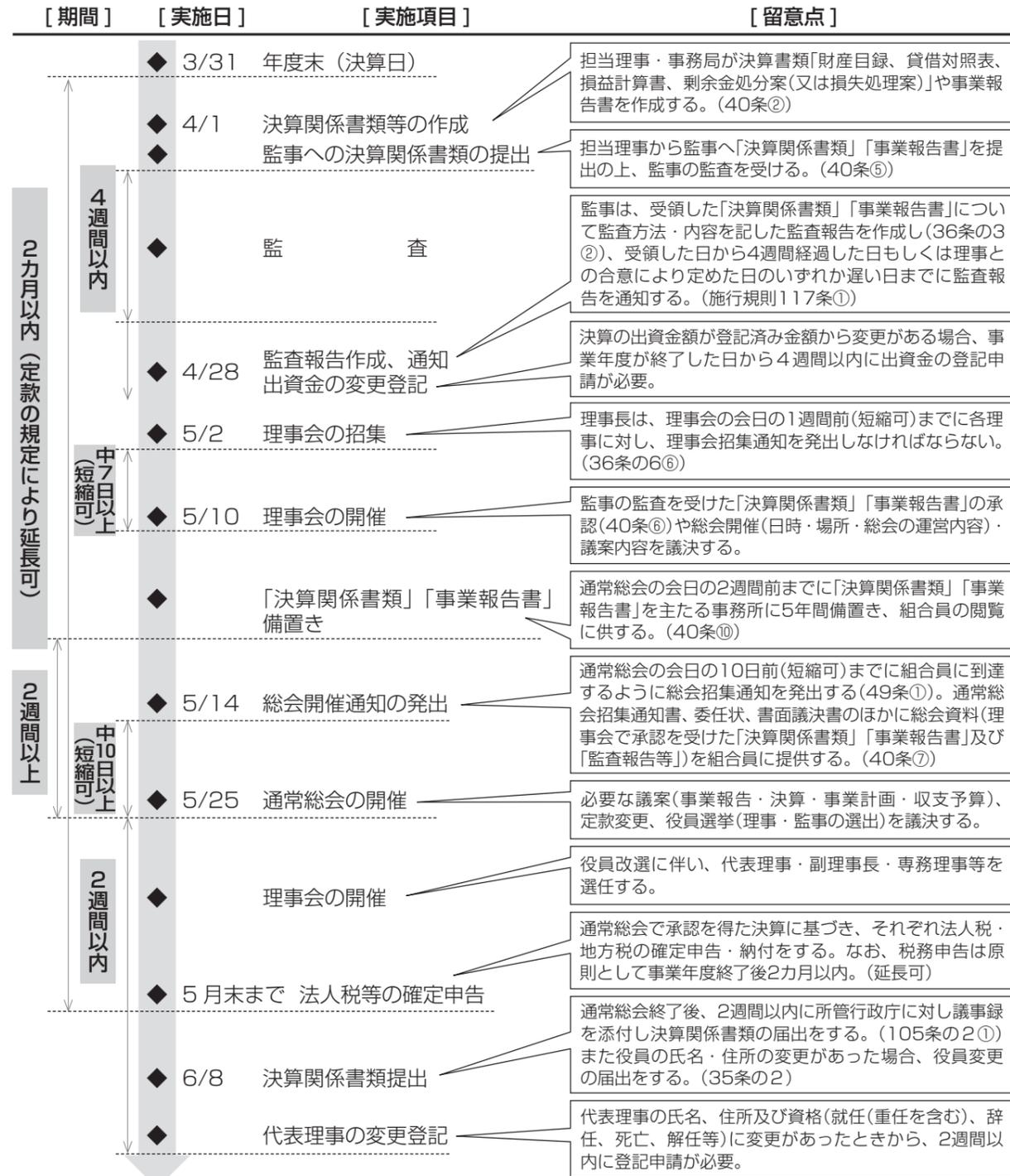


兵庫県中小企業団体中央会
https://www.chuokai.com

組合決算期の事務手続のポイント

組合決算期の事務手続の流れ

総会の開催時期を定款で2カ月以内と規定し、決算日を3月31日、理事会を5月10日、通常総会を5月25日と仮定した場合



※所管行政庁への決算書提出をお忘れなく!

所管行政庁への決算関係書類等の提出がない場合は職権により組合が「解散命令」の対象になります。また、各手続において法令違反、定款違反等があると取消・無効・罰則等の対象になることがありますのでご注意ください。

中小企業組合の諸手続一覧

提出先	項目	添付書類	提出期限
所管行政庁	決算関係書類	①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書 ⑤剰余金の処分案又は損失の処理案 ⑥通常総会又は総代会議事録	総会又は総代会終了の日から2週間以内
	役員変更	①新旧役員名簿 ②変更年月日及び変更理由書 ③総会又は総代会議事録*1 ④理事会議事録	変更のあった日から2週間以内 ★役員全員が引き続き選出され、役職、氏名、居所の変更がなければ届出は省略可
	定款変更	①定款変更認可申請書 ②変更理由書 ③変更箇所新旧対照表 ④総会又は総代会議事録 ⑤事業計画書*2 ⑥収支予算書*2	変更を決議した総会又は総代会の後、2週間以内 ★提出部数:協同組合等は正本2通、商工組合等は正本2通・写1通
法務局	代表理事の変更登記	①総会又は総代会議事録 ②理事会議事録 ③定款 ④代表理事の就任承諾書 ⑤理事の就任承諾書(代表理事分) ⑥委任状*3 ⑦辞任届*4 ⑧死亡届*5 ⑨印鑑登録証明書*6 ⑩印鑑(改印)届出書*7	新代表理事が就任してから2週間以内 ★代表理事重任(再任)の場合も登記の手続きは必要
	出資の変更登記	①監事の証明書 ②委任状*3	変更があった事業年度の終了後、4週間以内
	名称、地区、公告方法、事業の変更登記	①総会又は総代会議事録 ②定款変更の認可書 ③定款*8 ④委任状*3	所管行政庁の定款変更認可書到達の日から2週間以内
	主たる事務所移転の変更登記(管轄登記所区域内に移転)	①総会又は総代会議事録*9 ②定款変更の認可書*10 ③理事会議事録 ④定款*11 ⑤委任状*3	移転後、2週間以内

- ※ 1 通常総会又は総代会において、新たに役員を選挙又は選任をした場合は、決算関係書類に総会又は総代会議事録が添付されているので添付不要
- ※ 2 事業計画、収支予算に係る変更の場合は必要
- ※ 3 代理人が申請する場合は必要
- ※ 4 辞任の場合は必要
- ※ 5 死亡の場合は必要
- ※ 6 前代表理事が理事もしくは監事として、代表理事を選定した理事会に出席し、理事会議事録に法務局に提出した印鑑と同一のものが押されている場合には添付不要

- ※ 7 再任の場合は不要
- ※ 8 総代会で決議した場合は必要
- ※ 9 総会又は総代会の議決を要する場合は必要
- ※ 10 定款変更があった場合は必要
- ※ 11 総代会で決議した場合、みなし理事会で決議した場合は必要

QRコード付き(二次元バーコード付き)書面申請が便利です!

組合の登記は、登記すべき事実の発生後、法律によって一定の期間内に申請すべきこととされています。登記期間の経過後に申請をした場合でも、その登記は受理され、効力に影響はありませんが、登記義務者である組合の代表者は、登記を怠ったことによる過料の制裁(20万円以下)を受けることがあります。

また、登記手続は来庁だけでなく、郵送やオンラインでも受け付けています。なかでも「QRコード付き(二次元バーコード付き)書面申請」は、「申請用総合ソフト」という専用のソフト(無料)を利用して作成した申請書の情報を、インターネット経由で事前に登記所に送信した後、その内容を印刷して、登記所に提出する書面申請の方法です。電子証明書をお持ちでなくても、オンライン申請と同様のメリットが受けられますので、ぜひご利用ください。

《QRコード(二次元バーコード)付き書面申請のメリット》

- 登記申請書を簡単・正確に作成することができます。
- 申請の処理状況をパソコンで確認することができます。
- 電子署名・電子証明書は必要ありません。
- 作成したデータを管理・再利用することができます。



法務局 QRコード申請 検索

令和7年度 小規模事業者大規模展示会共同出展事業 第60回スーパーマーケット・トレードショー2026に共同出展しました

2月18日～20日の3日間、全国スーパーマーケット協会主催の「第60回スーパーマーケット・トレードショー2026」が幕張メッセにて開催されました。当会が事務局を務めた兵庫県ブースからは、下記の42社が出展しました。



ブース出展企業一覧(計42社)

神戸トレーディング(株)	(株)鳴門千鳥本舗	赤穂あらなみ塩(株)	河西青果(株)
(株)浜田屋本店	(株)印南食品	(有)梅香堂	(株)ゼブラグリーンズ
やぶパートナーズ(株)	マルヤ水産(株)	(株)長谷川商店	前原製粉(株)
(株)多田フィロソフィ	マルカン酢(株)	常盤堂製菓(株)	(株)小田垣商店
(株)NOUEN	雷鳳	なかで農場合同会社	(有)みたけの里舎
神戸咲く咲くHarmony(株)	(株)人良食	(株)鍵庄	まるよ促成農園
明和(株)	(株)寺尾製粉所	神戸瑞樹本舗(株)	(株)松鶴
田摩製麺(株)	(株)善太	オリバーソース(株)	(株)わらいや
(有)ムッシュ	(株)宮東農園	澤田食品(株)	西山水産
(株)アーネスト	(株)北坂たまご	(株)池上農場	
(有)西山佃煮	(株)今井ファーム	(株)嶋本食品	

3日間で計80,922名の来場がありました(昨年比104.6%)。出展者からは、「既存取引先に新商品の提案や挨拶をすることができた」「新規顧客を獲得できた」という声が多く、また、兵庫県ブース内でも普段関わりが少ない事業者同士の交流もあり、展示会期間中は絶え間なく活気ある商談が行われていました。

<担当：連携推進課 林>

外国人技能実習制度適正化講習会を開催しました

2月2日に神戸市産業振興センターにおいて、令和7年度外国人技能実習制度適正化講習会を開催しました。「育成就労制度の最新動向と2027年法改正に向けた準備」をテーマに、合同会社ICHI 代表社員 西野宮 貴昭氏を講師に招き、法改正のポイントから外国人材を巡る国内の動きについて説明が行われました。

●育成就労制度のポイント

現行の技能実習制度に代わり新設する「育成就労制度が2027年4月1日より施行されます。改正する目的として、人材確保及び人材育成を掲げ、特定技能1号水準を目指す育成期間として原則3年間の受入れを実施します。またこれまでは、転籍は原則不可でしたが、本人の意向・やむを得ない事由による転籍が可能となりました。



また技能実習制度では、外国人材が実施する職種・作業で分類されていましたが、育成就労制度では、受け入れる企業の産業分野と外国人材が行う業務で区分されます。

育成就労制度では、2年間で約42万人の受入れを見込んでおり対象分野ごとに上限が定められています。受入れを行う企業(育成就労実施者)では、常勤職員数に応じて受入れ人数が定められています。

優良な育成就労実施者では約2倍の受入れが可能であり、更に指定区域や優良な監理支援機関・育成就労実施者では約3倍の受入れが可能となっています。優良適合者の基準として、技能及び日本語能力の習得に係る実績等が求められます。

入国する育成就労外国人においても、入国までに一定の日本語レベルを設けており、育成就労終了時まで、次のレベルの日本語レベル・技能水準に達していないと特定技能としてステップアップすることができません。

●特定技能制度のポイント

特定技能外国人の受入れ見込数は、3年間で約80万人と見込まれています。現行制度からの改正点として、役職員の常勤・支援担当者が担当する企業数・人数の上限などが追加されました。

●監理支援機関の許可取得に向けた定款変更のポイント

技能実習制度に引き続き、育成就労制度を実施するには定款変更を行い、事業を追加する必要があります。定款記載例については、中小企業庁等で調整しており後日、HP等で公表されます。定款変更後、監理支援機関の許可申請を外国人育成就労機構を通じて申請する必要があります。

令和8年度中小企業BCP策定支援事業 募集スタート

— 今あると「加点」 今後はなければ「失注」、BCPは未来の受注を守る保険です—

「BCP(事業継続計画)なんて、うちの従業員規模だと必要ないよ。防災セットはあるし、避難訓練もやっているから大丈夫だ」もし、あなたがそうお考えなら、今すぐその認識をアップデートする必要があります。ビジネスの最前線では単なる「防災対策」の推奨ではなく、大手企業による「仕入先選定基準の劇的な変化」が起きています。

■「被災しない」ではなく「早く立ち上がる」

南海トラフ地震等の大災害が懸念される昨今、サプライチェーンの維持は大手企業にとって重要課題です。そこで求められるのは、もはや「被災しないこと」ではありません。自然災害を避けることは誰にもできないからです。今、取引先が注視しているのは、「万が一被災した際、他社よりもいかに早く立ち上がるか」という点です。初動対応のスピードの差が、そのまま企業の存続に直結します。立ち上がりの道筋(BCP)を明確に確立していることは、取引先や従業員からの揺るぎない「信頼」を勝ち取るための、強力なセールスポイントになるのです。

■策定作業が生む「副産物」が経営基盤を強くする

BCP策定の過程では、自社の業務を徹底的に棚卸しします。「この作業は社長しか分からない」「あの部品が止まれば全工程が止まる」といった、普段見過ごされがちな「ボトルネック」や「属人化」が可視化し、これらを解消するプロセスは、有事の備えになるだけでなく、平時の業務効率化や組織強化に直結します。

■令和7年度支援事例：選ばれる企業であり続けるための経営戦略

中央会の支援で策定に取り組んだ県内企業の事例をご紹介します。ある部品製造業のA社は、BCPによってインフラ停止を前提とした代替案を構築しました。これを取引先に提示したことで、「供給責任を果たせる企業」として信頼を深め、受注の安定に繋がりました。また、管工事業のB社は、有事の緊急出動手順を明確化し、行政や取引先へ「確実に応えられる体制」を書類で証明。競合他社に差をつける「営業の武器」として活用しています。



■中央会では専門家と連携して御社オリジナルのBCPを策定支援します！

対象：兵庫県内の中小企業者等(3社程度)
費用：税込 22,000円(全4回の専門家派遣・書類整備)
※通常30万円以上かかる策定費用を中央会が補助
担当：情報企画課 阿部



詳細は今月の封入チラシまたは中央会ホームページをご覧ください。

「御社となら安心して取引できる」
取引先からその一言を勝ち取るために、中央会と一歩を踏み出しませんか。

『令和7年度兵庫県中小企業労働事情実態調査報告書』をホームページに掲載しました

兵庫県中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を確立することを目的に毎年「中小企業労働事情実態調査」を実施しております。本年度は、令和7年7月1日時点で以下の11項目について県下1,300事業所を対象に調査を実施しました。(回収数：359事業所、回収率：27.6%)

調査報告書を当会ホームページに掲載しています。中小企業の労働事情の実態把握と今後の対応に多少なりともお役に立てれば幸いです。

URL：https://www.chuokai.com/r7hyogoken_rodozittaityosa/

《調査内容》

- ①従業員数について
- ②経営について
- ③原材料費、人件費(賃金等)アップ等に対する販売価格への転嫁の状況
- ④従業員の労働時間について
- ⑤従業員の有給休暇について
- ⑥同一労働同一賃金について
- ⑦新規学卒者の採用について
- ⑧中途採用について
- ⑨賃金改定について
- ⑩労働組合の有無について
- ⑪労使コミュニケーションについて

<担当：情報企画課 正岡・岡田>

兵庫県中小企業組合士協会が 講習会「ChatGPT活用講座」を開催しました

兵庫県中小企業組合士協会は、2月3日に組合士協会会員を対象に、講習会「ChatGPT活用講座」を開催しました。

近年ChatGPTなどの生成AIが大きな注目を集め、私たちの日常生活のさまざまな場面で活用されるようになってきました。組合役職員の皆さまの業務においても、すでにAIを取り入れている方がいる一方で、「知っているけれど使ったことがない」「そもそも使い方がよくわからない」「使ったことはあるけれど業務にどう活かせばよいのかわからない」と感じている方も多そうです。今回はフジハラ労務コンサルタントサービス 代表 藤原 良憲氏を講師にお招きし、「そもそも生成AIとは何か」という基本的なことから、ChatGPTの概要、実際にどのような活用ができるのかを実演を交えながら紹介する講習会を実施しました。



実演を交えた講習会は大変好評で、「ChatGPTについて初めてのセミナーで大変良かった」「今後の業務に活用したい」「具体的に教えてもらったので今後実践できそう」など、この講習会が参加者の今後の業務に活かせるきっかけとすることができました。

兵庫県中小企業組合士協会では、上記のような資質向上につながる視察研修会や講習会、会員同士が情報交換できるイベントを実施しています。新規加入者を随時募集していますので、ご興味のある方は事務局・久木(TEL:078-958-6015)までご連絡ください。

〈担当：連携推進課 久木〉

令和7年度兵庫県政労使会議に出席しました — 兵庫県知事及び県内の労使団体のトップが出席 —

2月3日に兵庫県庁2号館において令和7年度政労使会議が開催され、政労使の一員として、本会の濱口健一会長が出席しました。



政労使7団体のトップが全会一致で共同メッセージを発表しました

会議には、行政、労働者団体、使用者団体、経済団体の代表者7名が出席し、賃金引上げ

のための取り組みをテーマに県内における経済好循環に向けた現状等について意見交換を行いました。

会合では、政労使が一体となり、「成長型経済の実現に向けて、官民の投資を拡大し、生産性の向上を図ることによる兵庫経済の好循環の持続、物価上昇を上回る賃上げの定着や労務費等の適切な価格転嫁に『オール兵庫』で取り組みます」との共同メッセージを発表しました。

今後は、本メッセージの方針のもと、各団体・機関が連携して取り組んでまいります。

兵庫県政労使会議特設サイトのお知らせ

兵庫県政労使会議の構成団体が実施している賃金引上げに関する支援策を集約した「兵庫県政労使会議特設サイト」をお知らせします。

特設サイトでは、①助成金、②補助金、③生産性向上に関する支援、④人材育成・処遇改善に関する支援、⑤融資・貸付に関するご案内、⑥専門官派遣による支援など様々な支援策を紹介しています。

詳しくは、特設サイトを
ご覧ください。



「オール兵庫」で賃上げを支援します！
兵庫県政労使会議特設サイト

©兵庫2007

詳しくは兵庫労働局ホームページをご覧ください。



淡路島の線香の魅力・世界観を体感できるイベントを 神戸元町で開催しました

兵庫県線香協同組合が参画した兵庫県産線香ブランディングプロジェクトが、令和8年1月9日から2月15日まで、大丸神戸店前のmulti-BASE及び産資ビル特設スペースにて「AWAJI INCENSE / POP UP ~100種類の香りと旅する、淡路島の線香~」を開催しました。開催期間中、国内最大の線香の産地、淡路島の高品質で香り豊かな線香を集めたポップアップショップが出店しました。



淡路島の「線香」は、1850年ごろに作り始められ、約175年にわたり継承されている、兵庫県を代表する伝統産業の一つです。淡路島の「線香」の歴史と伝統、品質を守り続けているのが香りのマイスターと呼ばれている「あわじ島の香司(こうし)」たちです。今回のイベントでは、香司たちがこだわりと情熱を持って創り上げた100種類以上の香りを直接体験できるだけでなく、イベントを通じて多くの皆様に、淡路島の線香の世界、香りの魅力、歴史と文化、伝統と技術を知っていただく機会となりました。

プロジェクトのWEBサイト：<https://shop.awaji-fragrance.com/pages/awajiincense-popup>

第20回やきものの里「春ものがたり」が開催されます 〈丹波立杭陶磁器協同組合〉

丹波立杭陶磁器協同組合では、令和8年5月3日から5月5日まで丹波伝統工芸公園「陶の郷」で『第20回やきものの里「春ものがたり」』を開催します。

丹波の里山で丹波焼の窯元の伝統技工と個性あふれる作品に触れることができるイベントです。丹波焼の窯元による期間限定の展示、販売のほか、窯元でのワークショップ体験やマルシェの出店なども行われます。



詳しくはこちら▶<https://tanbayaki.com/harumonogatari/>

第1回加古川靴下マルシェが開催されます 〈兵庫県靴下工業組合〉

兵庫県靴下工業組合では、令和8年5月5日に加古川総合文化センターで「第1回加古川靴下マルシェ」を開催します。

加古川の地場産業である靴下が、当日は直売価格で販売されます。多くの方の来場をお待ちしています。



詳しくはこちら▶<https://hyogosocks.or.jp/news/20250410/>

新型定期預金 マイハーベスト

高めの金利設定(当金庫内比較)

1年、2年、3年から期間が選べる

お預け入れは50万円から



●神戸市役所南側西入る

神戸支店

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111

☎078(391)7541

●市民会館東隣

姫路支店

〒670-0015 姫路市総社本町111

☎079(223)8431

●JR尼崎駅北口すぐ

尼崎支店

〒661-0976 尼崎市潮江1-2-6

JRE尼崎フロントビル10階
☎06(6495)1666

中央会事業・お知らせ

お知らせ

情報レポート

令和8年2月6日集計

概況

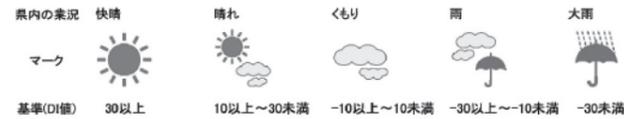
県内中小企業は、材料費、光熱費等の値上げや物価高が事業継続に脅威となり、厳しい状況が続く。

内閣府が1月22日に公表した月例経済報告で、景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

一方県内中小企業は、材料費、光熱費、梱包資材などの絶え間ない値上げが事業継続の脅威となっており、販売価格への転嫁が進む一方で、仕入単価の上昇による採算悪化や資金繰りへの不安が多く、業界で深刻化している。また、1月の厳しい寒波や雪予報が客足を遠のかせているほか、衆議院選挙や物価高による消費マインドの冷え込みが重なり、繁忙期であるはずの業界でも売上の伸び悩みや先行きの不透明感が強まっている。

業種別景況天気図 (前年同月比) 令和8年1月 (令和8年2月集計) 分

業種	項目	景況	売上	収益	資金
製造業	景況	-29%	-32%	-29%	-15%
	天気	曇り	大雨	曇り	曇り
非製造業	景況	-12%	9%	-9%	-12%
	天気	曇り	曇り	曇り	曇り
総合	景況	-21%	-12%	-19%	-13%
	天気	曇り	曇り	曇り	曇り



業界の声

製造業

食料品

相変わらずの原材料高値が続き、廃業の話をされる組合員も出てきた。今春には原料用アルコールの価格変更があるのではとの話も出ている。原材料高騰は事業の継続にも大きく関わっている。

化学・ゴム

引き続き市場の動きが弱く、起爆剤になるような商品やテーマもないので厳しい。常態化した円安と今後予想される金利の引き上げがあれば、更に厳しくなる。

鉄鋼・金属

官公需やIR事業関連にぶら下がっている割合が高い組合員においては、この時期も安定的な受注があるが、そうでない組合員においては売上が厳しい状況であり、年度末まで続く様相であるというのが組合員総じての回答である。

一般機器

1月は、収益の源泉となる大口案件の売上計上がないことから、単月ベースでは収益水準が一時的に低下する見込みである。

電気機器

1月の国内自動車販売台数は前年同月比2.3%減となり2ヵ月ぶりに減少した。一部のカーメーカーにおいては、新型車の導入効果があるものの、全体的に低迷している。

輸送機器

売上高の前年同月比では25%の増収となった。機械部門のみが減収で、他部門は増収となったが一過性の現象なのかどうか理由は判別できない。

非製造業

卸売業

取引額は取扱品目によって、前年比で横ばいや漸増傾向にあるものもあるが、単価高が続いており、取引量は減っている。

小売業

歳末商戦を含め、来館者減少に歯止めがかからず、収益力が下がっている。小売業界全般に厳しい時期になるので、春(3月)のイベントを調整中である。

商店街

前半は好調であったが、寒波が長引いた影響が又は物価高なのか、マインドが冷え込んでいる。日本人、特に高齢者の人出が悪いが、それに比べて若者は来街している。客単価が上がらず、観光客も減少気味である。

サービス業

年末年始の勢いが少し緩やかに落ち着きを取り戻したところで、突然の衆議院解散に伴う衆議院選挙の対応に追われる状況であったが、僅かではあるが業務量の増加が見込まれた。しかしながら、物価の上昇による材料費の高騰、水光熱費の負担、人材確保に苦戦している。

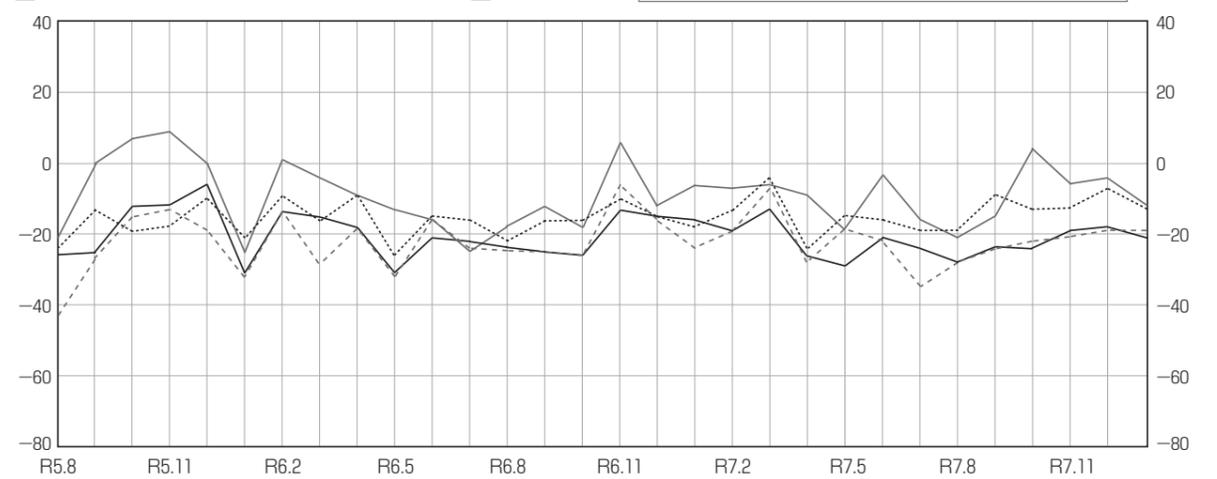
建設業

業界においては、事業所ごとに受注状況や経営環境の格差が生じている。その背景として、慢性的な人材不足(人手不足)が続いており、人材の確保に苦慮していることが挙げられる。また、年度末に向けて工事需要が集中する時期となり、現場は一層多忙な状況となっている。

その他

昨年と比較して売上減少傾向で各社苦戦中である。

景気動向 (前年同月比) の推移 DI図



令和7年度中小企業団体情報連絡員設置事業

情報連絡員会議を開催しました

兵庫県中央会では1月20日に情報連絡員会議を開催しました。第1部では、講師に合同会社多田EC支援事務所 代表社員 多田 優之氏をお迎えし、「AIを仕事のパートナーに！事務局の業務改善に役立つツールと活用法」をテーマに講演いただきました。はじめに、なぜ今、事務局業務にAIが必要か説明いただいた上で、安全な使い方、議事録・会議資料の作り方、貴重なデータの活用アイデアなどについて解説いただきました。第2部では、情報連絡員同士で意見交換会を行いました。特に原材料費や人件費の高騰により、価格転嫁が困難であることや、事業承継に対する懸念の声が多く聞かれました。こうした事業承継の課題への対応策の一つとして、来賓の兵庫県産業労働部地域経済課 棟居副課長より「兵庫県事業承継・引継ぎ支援センター」について説明いただきました。

<情報連絡員とは>

兵庫県中央会では各業種の組合役職員68名を中小企業団体情報連絡員として委嘱して、兵庫県内の中小企業の景況等を毎月調査しています。調査結果は、兵庫県及び全国中央会に報告するとともに、当会機関誌「月刊中央会O!」において、「情報レポート」として掲載しています。

<担当：情報企画課 岡田>



モニタリング強化型特別保証制度が創設されます 補助あり!!

事業者と認定経営革新等支援機関との連携による定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向上を促し、経営改善を後押しするため、3月16日に「モニタリング強化型特別保証制度」が創設され、同日から保証申込の受付を開始します。ぜひご利用ください。

対象となる方

認定経営革新等支援機関*との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している方
※中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として国の認定を受けた税理士、公認会計士、中小企業診断士、金融機関など

特長

国から通常の保証料率の1/2相当額の保証料補助があります!

制度の詳細は、各事務所・支所にお問合せください。

HPはこちらから



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

〒651-0195
神戸市中央区浪花町62番地の1
TEL.078-393-3900(代表)



中小企業のための 法務レポート

「取適法」は自社を守ってくれる？

弁護士法人神戸シティ法律事務所 パートナー弁護士 高橋 弘毅

「下請法」から「取適法」へ

下請法が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（通称「取適法」）に改正されて、本年1月1日から施行されています。

改正のポイントは、「親事業者」と「下請事業者」がそれぞれ「委託事業者」と「中小受託事業者」に変更されるなど用語が変更されたほかは、主に次の3点です。

①事業者基準の見直し

資本金要件を満たさなくとも、製造委託等の場合は、常時使用する従業員が300人超の事業者が同300人以下の事業者
に委託するときに、役員提供委託等の場合は、常時使用する従業員が100人超の事業者が同100人以下の事業者
に委託するときにそれぞれ法を適用

②対象取引の追加

販売する物品や製造・修理を請け負った物品等を取引相手方
に対して運送する場合に、事業者がその運送業務を他の事業者
に委託する取引（特定運送委託）にも法を適用

③禁止行為2つの追加

手形による支払や、電子記録債権等のうち支払期日までに
代金相当額の金銭と引き換えが困難なものによる支払を禁止。
中小受託事業者からの価格協議の求めに応じないことや、協
議において必要な説明又は情報提供をせず一方的に代金額
を決定することを禁止

「取適法」なら中小受託事業者（下請事業者）を守ってくれる？

この法改正は、取引の適正化と価格転嫁の促進を図ることに狙いがあり、昨年は、企業が急ピッチで体制の見直しを進めているというプロパガンダのようなニュースによく接しました（法改正を受けて見直しを進めているのは事実です）。

さてこれを受けて、みなさまの周りでは何かが変わり始めましたでしょうか。委託事業者（親事業者）が原材料高騰分の価格転嫁に応じてくれるようになったなど取引が適正化した、あるいはその期待が持てる状況に好転したという好事例もあると思います。他方、実質的には何も変わっていないという場合も少なくないのではないかと想像します。

では、後者の場合でも今後は好転するでしょうか。私は、それはあまり期待できないと思います。思い返してみてください。下請法があっても、下請事業者があまり守られなかった理由を。

理由は2つあったはずですが。1つは、下請法に違反する行為があった場合でも、公序良俗違反とされるような極めて例外的な場合を除き、その行為は無効とならず、無効のハードルが高く設定されているため、下請事業者が下請法違反を主張して是正を求めても、親事業者が多くの場合取り合ってくれなかったこと（下請事業者が自らこれを是正するためには親事業者を被告として訴訟を提起するしかなかったわけですが、勝敗に確信が持てない中、特に今後も関係性が続く場合において、親事業者と法廷で闘うことは、下請事業者には通常とれない選択でした）。

もう1つは、その場合でも、公正取引委員会に違反事案を申し出て、勧告（原則として会社名等が公表されるため、親事業者が最も恐れる措置です）を求めることが考えられたものの、勧告がなされることは稀であったこと（取引社会では数多の下請法違反が疑われる行為が存在しますが、勧告がなされたのは、過去最多の令和6年度でわずか21件です。指導は令和6年度で8230件なされており、その件数をどのように見るかは区々だと思いますが、下請事業者が申し出するも指導もなされなかった件が相当数存在することも実体験に照らして分かるため、私はこれを、下請事業者が決死の覚悟で申し出をしても、公正取引委員会等が取り組むとは限らず、取り組んでも、社会的に注目されるような事案や悪質極まりない事案でない限り、

PROFILEプロフィール.....



弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 高橋 弘毅
【経歴】
平成18年 3月 京都大学法学部卒業
平成19年 9月 兵庫県弁護士会登録
平成19年 9月 弁護士法人神戸シティ法律事務所勤務
平成26年 4月 弁護士法人神戸シティ法律事務所
パートナー弁護士

【公職・所属団体等】
経営法曹会議会員
兵庫県経営法曹会会員
兵庫県中小企業家同友会阪神支部
全国倒産処理弁護士ネットワーク
【講演・セミナー実績】
メンタルヘルス不調者に対する実務対応（企業向け）
ハラスメント・メンタルヘルスへの具体的対応策（企業向け）
労働者派遣法改正のポイント・実務対応（企業向け）
有期労働契約の無期転換に備えて（社会保険労務士会研修）
同一労働・同一賃金（兵庫県経営者協会）ほか多数
◇ホームページ：https://www.kobecity-lawoffice.com/

ほぼ間違いなく指導にとどまるのだなという見方をします。これでは、親事業者に、公正取引委員会等から指導を受ける事態が起きたときにだけは正をすれば足りるという考えを持たせかねず、抑止力になりません）。

下請法が「取適法」に改正されても、これらは基本的に何も変わっていません。人的資源に限られている公正取引委員会・中小企業庁だけでなく、事業所管省庁にも指導権限が付与されたことにより、指導の網は確実に広がりました。しかし、これらに変わりがない以上、抑止力はあまり高まっていないといつてよいと思います。それにもかかわらず、今後は好転するはずだと期待するのは、

楽観的すぎます。

自らの手で守る

法は遵守すべきものです。しかし、残念ながら遵守されるとは限りません。そのときに法が助けてくれるとも限りません。これが現実です。やはり、自社のことはできる限り自社で守るしかありません。

これまで何度か契約書の重要性についての記事を書きましたが、自社を守るのは、第一にも、第二にも契約書です。本稿があらためて自社の契約書を見返すきっかけとなれば幸いです。

◆ 組合運営に関するアンケート調査の結果報告 ◆

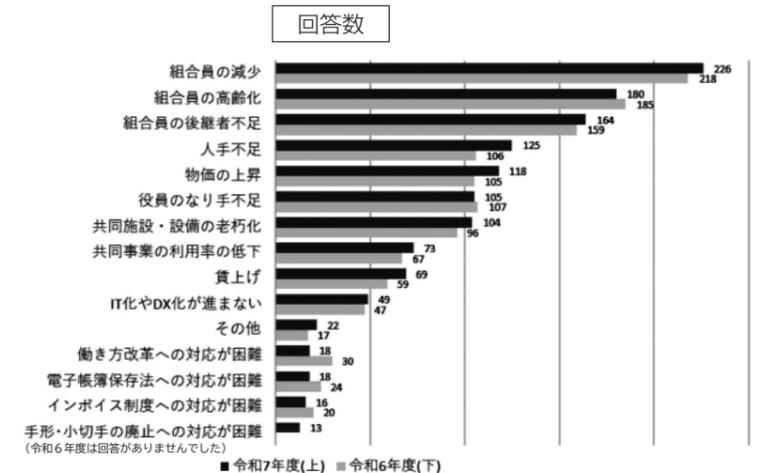
兵庫県中央会では県下中小企業組合を対象に「組合運営に関するアンケート調査」を実施しました。今回の調査で浮き彫りとなった課題につきましては、本会にて支援を行っております内容もございますので、ご一読いただき該当するお困りごとがございました際にはお気軽にお問い合わせください。最後にこの度の調査にご協力いただきました皆様におかれましては心より御礼申し上げます。

調査概要	【調査対象】	兵庫県の中小企業組合 1,103 組合
	【調査方法】	組合台帳調査票を郵送にて配付、郵送、FAX、メールにて回答
	【調査期間】	令和7年12月15日～令和8年1月28日
	【回収状況】	回収数：580票 回収率：52.7%
	【調査項目】	「組合運営上の課題」「今後組合で取り組みたいこと」

調査結果

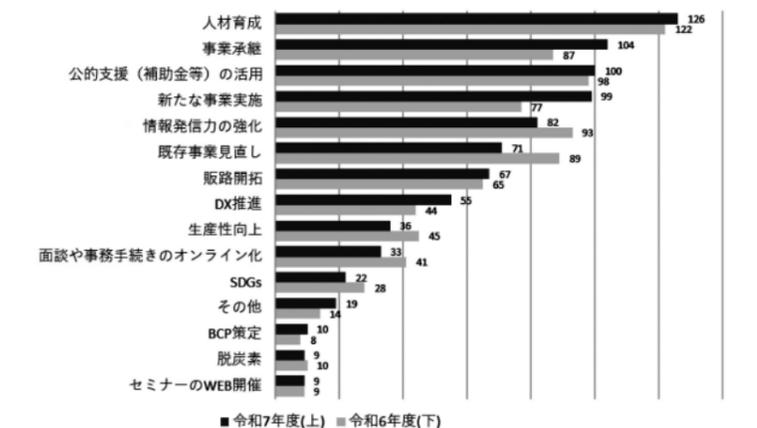
● 組合運営上の課題 （複数回答形式）

「組合員の減少」、「組合員の高齢化」、「組合員の後継者不足」の3項目は近年回答数が上位の状態が続いているため課題が慢性化してしまっている。また、「人手不足」と「物価の上昇」の回答数が数年の間に急上昇しており社会全体の課題が表れている。一方で、その他の項目には新規事業展開や新たな収入源の確保といった回答も見られ、これらの推進が課題解決の糸口と考えていることも見て取ることができる。



● 今後組合で取り組みたいこと （複数回答形式）

今後取り組みたいことで最も多かった回答が「人材育成」となっており、次ぐ「事業承継」の回答数の増加においても、課題面における組合員の高齢化、後継者不足、人手不足等上位の項目に対応するものと思われる。また、昨年と比較して「既存事業の見直し」の減少数と「新たな事業実施」の増加数が顕著となっており、より発展的な組合運営を検討する組合が増えていることがうかがえる。



<担当：総務課 今橋>